

2011 年 3 月 9 日

企業会計基準委員会 御中

チムニー株式会社
経営企画部 吉成章博**「リース会計に関する論点の整理」について**

「リース会計に関する論点の整理」につき、以下のとおりコメントを提出致しますので、ご検討のほど宜しくお願い致します。

1. 非上場会社の適用について

I F R S とのコンバージェンスを目的に我が国会計基準の改訂が続いているが、その会計基準を適用する非上場会社は、上場会社と異なり、株式は上場されておらず、また一般的に海外投資家からファイナンスを行うことは少なく、国内の株主、債権者など財務諸表利用者は限定され、そのニーズも異なることから、会計基準の国際化の影響を受ける必要性に乏しい。一方で、A S B J の作成する会計基準は実態上、会社法上の大会社など非上場会社にも適用され、実務対応するためのコスト負担を強いられているのが現状であります。高度な会計基準を策定し、財務諸表を改善する前提につきましては、その対応に対して必要とされるコストに見合うベネフィットがあることであり、その前提がなければ企業活力を喪失させることが考えられます。

我が国リース会計基準は 2008 年 4 月に適用され、ファイナンス・リースは売買に準じた会計処理となり、その結果、税制改正にまで波及し、多くの企業はその実務対応に追われたばかりであります。

一般的に非上場会社は事業活動に必要な設備機器、不動産に資金調達手段の一環として、リースを活用していると考えられます。I A S B / F A S B が公表した E D では、すべてのリースを使用権の概念で資産・負債の計上を求め、抜本的な改訂を目指すものとされており、非上場会社の財務諸表への影響は非常に大きく、その提案内容は A S B J も懸念を示すとおり、極めて煩雑な内容であり、実務上適用するにあたり、相当数の労力が必要となることが予想され、困難なものであります。A S B J の作成する会計基準は一部の非上場会社にも適用され、また前回の改訂同様に税制改正にまで及んだ場合、その影響は非常に広範なものとなる可能性があります。したがって、A S B J がコンバージェンスを推し進めるのであれば、非上場会社が I F R S とコンバージェンスしたリース会計基準を適用する必要性は乏しく、適用対象範囲を限定した上で対応すべきであると考えます。

2. 論点整理について**(1) 借手の会計処理について**

リース取引は多様であり、全てのリース取引について、資産・負債を計上することは

経済的実態を適切に反映せず、また過度に借手の負担を強いることに繋がる。

ＥＤのイントロダクションの冒頭に“リースは重要な資金調達源である”と記載されているが、現行基準でオペレーティング・リースに分類される不動産賃貸借のように随時解約可能なリースは資金調達ではない。オペレーティングリースは多様であり、サービス契約などの未履行契約同様に、資産・負債を計上せず、使用した期間に亘って費用計上していく賃貸借処理が適切なものは数多くあり、リースを単純に定義付けすることなく、経済的実態に即した会計処理にするために十分な検討が必要である。

(2) 短期間のリースについて

短期間のリースについて、賃貸借処理を容認すべきである。我が国リース会計基準でも容認され、特に問題点が指摘されておらず、利用者の便益を損なうことにはならない。貸手の会計処理においても賃貸借処理を容認しており、借手・貸手とも整合性のとれた会計処理となる。

また、短期間のリース以外にも非中核資産ほか重要性のないリースについて、賃貸借処理を容認すべきである。これにより、懸念される借手の実務負担について軽減することが期待できる。

(3) 更新オプション等について

リース期間は更新オプション等を考慮せず、解約不能リース期間とすべきである。

更新オプション等の取扱いについて、作成者が将来予測を行い、予想リース期間の決定を求めているが、多数のリース契約に対して、個々の契約毎に見積もることは多大なコスト負担がかかる。また、作成者の判断により、見積り結果が大きく異なることが予想され、企業間の比較可能性を確保することができないばかりか恣意性が大きく入る余地が生まれるなど様々な問題がある。

当社は賃借による出店形態を基本として多店舗展開を行っているが、将来の不確実性に対処するために、賃貸借契約上、オプションを有している。営業を継続する限り、賃貸借契約は継続され、また各店舗の営業損益の状況により、不採算店舗について閉店の事態に至った場合、賃貸借契約を解約することもあるが、業態を変換しそのまま賃貸借契約を継続し、損失を最小限にするための状況に応じた最適な企業行動を行う。これを契約当初で見積ることは不可能であり、そもそも各店舗の閉店を契約当初に予測することに合理性はない。これはオフィスビルの賃借においても同様であり、投資家等利用者がこのような情報を求めているとは思えず、また財務諸表の改善にも繋がらない。

以 上